

灯



調停委員になってはや20年超。本業が現役のため欠席の多い不良委員ではあるが、何とか首にならず今日に至っている。それでも年数を経て多少は調停の経験をしてきた。

世の中、民事や家事のトラブル

ルは結構多く

当事者は悩み

も多いが、第

三者を入れて

話し合いで解

決できればそ

調停制度 裁判員制度



草野 義輔

れに越したことはない。その第三者を、多少訓練を受けた調停委員が行えば案外うまくいくこともある。調停は白黒つける裁判とは異なり、当事者たちが「まあこのあたりでいいか」という妥協点を見いだすことが基本だ。時間や費用も裁判に比べれば、通常は短くかつ割安なので

ご活用を勧めたい。

一方で近年裁判員制度がで
き、広く国民から選出された裁
判員が専門家のみで行われてい
た裁判の判決に関わることにな
った。だが先般、裁判員裁判の
判決を最高裁が破棄する、とい
うことが複数報道された。裁判
員制度は法律の専門家ではない
民間人が加わることで民意を判
決に組み入れることが
狙いであったはずで、
判決と民意のずれを意
識した制度だと思っ
ていた。

国民視点を組み入れ

たはずの判決が法の最高プロ集
団である最高裁で覆されれば、
裁判員制度の否定につながるな
いかと心配する。三審制度なの
で地裁や高裁の判決が最高裁で
覆されることは当然あり得る
が、貴重な時間を割いて裁判員
を引き受けた方々はいかに？
(昭和学園高校理事長・日田市)